

# 地方分権改革の推進

去る2月9日、東京で開催された「全国市議会議長会・評議員会」(全国9ブロック・評議員155名)において、香美市議会議長の西村芳成議長が地方行政委員会委員長報告を行った。

では、これまでの2次にわたる見直しに続き、昨年11月末の第3次見直しとして291条項を見直すことが、閣議決定され、これを踏まえた第3次一括法案が通常国会に提出される予定。

また、国の出先機関改革については、昨年末の地域主権戦略会議において事務権限の地方への移譲の受け皿となる「広域の実施体制の枠組み」の方向性がとりまとめられるとともに、移譲に向けた特例法案の国会提出方針が決定された。

次に、「地方議会の権能強化」については、総務省が示した地方自治法改正案に反対する意見を取りまとめ、野田首相に提出した。この意見では、本会をはじめ、議会3団体が実現を求め、執行3団体が慎重な対応を主張してきた条例・予算の専決処分を議会が不承認とした場合に首長が、

修正予算や条例改正案の提出、予算未執行部分の執行停止、議会や住民に対して説明責任を果たすなどの対応措置の義務化について、制度化を図るべきとされた。総務省は、これらの意見に加え、地方6団体に異論がなく調査会で議論しなかった議長等が臨時会の招集請求をしても、首長が議会を招集しない場合の議長への招集権の付与や副知事・副市町村長選任の専決処分対象からの除外などの事項を反映した地方自治法改正案の国会提出を予定している。

また、本委員会が要望してきた議会へ経営状況の報告を要する市の出資法人の範囲の拡大については、これまで2分の1以上の出資から4分の1以上出資している場合に拡大する政令が昨年12月26日に施行され、要望が実

現した。

次に「合併市町村に対する支援の拡充」については、昨年8月に東日本大震災で被災した合併市町村における合併特例債の適用期限が10年から15年に延長されている。しかし、11月に国会に提出された被災地において、さらに5年延長し、20年とするともに、被災地以外の合併市町村においても5年延長し15年とする」法案は、継

続審議となっている。削減が危惧されていた「基地対策関係予算の確保等」では、総務省所管の基地交付金・調整交付金が、前年度と同額の335億円余が、防衛省所管の「基地周辺対策経費」については、対前年度比10億円増の1297億円が確保された。

このほか、「消防防災体制の充実強化」、「過疎地域の自立促進」等所要額が確保された。

「地方分権改革の推進」における義務付け、枠付けの見直しについて

92回 全国市議会議長会評議員

